平成２６年（フ）第３１号
秋田県にかほ市金浦字花潟300番地８　グランデ幸203号
債務者　梶原百合子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第２１５号
千葉県成田市御所の内18番地３　フォレストコート102
債務者　豊島　信吾
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２２２号
千葉県佐倉市臼井1413番地84
債務者　小野ハーネルアルコランこと　ＯＮＯ　ＨＡＨＮＥＬ　ＡＬＣＯＲＡＮ
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２３７号
千葉県佐倉市大蛇町628番地３　ドミールＳＡＫＡＧＡＭＩ７号室
債務者　長岡　正師
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２４１号
千葉県四街道市大日1685―10、住民票上の住所千葉市稲毛区山王町35番地１　ヒューマンスクエア千葉山王220号
債務者　山本　繁則
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２４９号
千葉県佐倉市井野1361番地９　グランドヒルズ佐倉401号
債務者　南須原　仁
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２５０号
千葉県富里市十倉310番地129
債務者　大野　洋子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２５２号
千葉県八街市八街ほ667番地22　成島マンション303
債務者　丸山　　智
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２５６号
千葉県佐倉市江原台２丁目10番地22　アーク江原台Ｃ棟101号
債務者　佐藤　孝一
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１１８５号
さいたま市岩槻区宮町１丁目２番38―101号
債務者　北村　昌美
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９１号
さいたま市南区大字大谷口3019番地　エスポワールヨシダ103
債務者　遠藤満千代
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１３号
埼玉県上尾市大字上尾村1269番地１　向原宿舎２―105
債務者　又吉　典子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４５号
さいたま市見沼区東大宮７丁目54番地４　メゾンドール２番館106号、旧住所埼玉県上尾市大字瓦葺3321番地　スム東大宮寮
債務者　平野　喜一
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６３号
さいたま市見沼区東大宮５丁目30番地10　サンフラット１Ｂ、旧住所東京都新宿区中落合３丁目24番19号　クレール中落合103
債務者　折原　正寿
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６９号
埼玉県上尾市大字小敷谷1153番地７　サニーヒルズ101
債務者　葛原　智史
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９９号
埼玉県川口市芝下１丁目10番27―207号　ライオンズマンション川口芝公園
債務者　松本君代こと　李　　君代
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係